

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン佐沼

登米市南方町新島前27 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 市町村の意見の概要

荷捌き時間の変更にともない、夜間の作業が発生し、騒音の予測値について、一部荷捌き施設では衝撃騒音が基準値を超えるが、荷捌き施設の隣接地は農地であり、住宅地から離れているため、周辺環境への影響は変更前とほとんど変わらないとしている。

確かに、荷捌き施設の隣接地は農地であり、変更後も生活環境への影響は少ないものと考えられる。しかし、夜間（特に冬季）は、周りの雑音も減り、音が伝わりやすくなることもあることから、作業にあたってはこれまでどおり騒音発生に注意いただきたい。

なお、これまでイオンタウン佐沼に対し騒音等に関する意見、苦情は寄せられていないが、苦情等が発生した場合には、早急な対策をお願いしたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

6 縦覧期間

平成29年8月30日から平成29年10月2日まで（ただし、閉庁日を除く。）